

第 35 条 兼務の基準

1 現行の指針

現行の指針では、予防要員を兼務できる警防要員の数は一戸建て住宅数によって決まる。(一戸建て住宅数×3/17,000：人口 10 万人の標準団体の場合 3 人)

これは一戸建て住宅数に基づく防火指導業務に限って、警防要員の兼務を認めているもの。

2 現状と課題

消防本部によっては、限られた人員で効率的に予防業務を行うため、防火指導業務に限らず、立入検査などの業務の一部を専従の予防要員と警防要員が分担し、相互に連携しながら行っている。

3 対応方策・考え方

- 予防業務の重要性、高度な専門性に鑑み、予防要員については専従の職員を充てるのが適当と考えられる。

一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる警防要員が、予防要員を兼務することも有効な人員活用方策と考えられる。

- これらを踏まえ、専任の予防要員を配置することが困難である場合には、予防事務の執行体制及び予防技術資格者数等を踏まえ、業務の執行に支障のない体制が確保されるときは消防本部の判断により職員の兼務ができるようにする。

[改正のイメージ]

① 兼務できる範囲（業務範囲、要員数）

ア 兼務できる業務の範囲

→ 専ら「一戸建て住宅若しくは共同住宅への防火指導」又は「共同住宅への立入検査」に従事

イ 兼務できる要員の数

→ 「一戸建て住宅に係る業務に要する要員」の数及び「共同住宅に係る業務に要する要員」の数（≒「非特定防火対象物に係る業務に要する要員」の数の 2 分の 1 に相当する数）を合算した数

※ 毎日勤務の専任職員 1 名に対し、隔日勤務員である兼務職員は、交替制勤務の形態を勘案した必要数（≒ 3 名）を配置するなど、兼務は「業務の執行に支障のない体制」が確保されることを前提とする。

② 業務の執行に必要な知識等の要件

ア 共同住宅（法第 17 条に基づき消防用設備等（消火器具を除く。）の設置が義務付けられているものに限る。）への立入検査業務

→ 第 34 条第 3 項に規定する予防技術資格者であること

イ 共同住宅への立入検査業務（アを除く。）

→ 「消防学校の教育訓練の基準」第 5 条第 2 項第 3 号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識等を有する者であること

ウ 一戸建て住宅又は共同住宅への防火指導業務

→ 業務の執行に必要な知識等を有すると認められる者であること

4 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>第35条 (前略)</p> <p>3 _____</p> <p>_____ 前条の規定にかかわらず、同条第1項第3号に定める数に相当する要員の数</p> <p>_____ については、 _____</p> <p>_____ 交替制により勤務する職員 _____ をもって充てることができる。この場合において、当該職員は、警防、救急等の業務に従事することができる。</p>	<p>第35条 (前略)</p> <p>3 前条第1項に規定するところにより、専任の要員を配置することが困難である場合には、同項の規定にかかわらず、同項第2号に定める数に2分の1を乗じた数に相当する要員の数及び同項第3号に定める数に相当する要員の数を合算して得た数を超えない数の要員については、次の各号に掲げる業務に従事するために必要な当該各号に定める要件を満たした交替制により勤務する消防隊、救急隊、救助隊又は指揮隊の隊員をもって充てることができる。この場合においては、当該隊員が交替制により勤務することを勘案して、予防業務の執行に支障のないよう必要な数の隊員を充てなければならない。</p> <p>一 共同住宅（法第17条に基づき消防用設備等（消火器具を除く。）の設置が義務付けられているものに限る。）に対する立入検査業務 前条第3項に規定する予防技術資格者であること</p> <p>二 共同住宅（前号に規定するものを除く。）に対する立入検査業務 消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）第5条第2項第3号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識及び技術を有する者であること</p> <p>三 共同住宅又は一戸建て住宅に対する防火指導業務 当該業務の執行に必要な知識及び技術を有すると認められる者であること</p>